## 「山の恵み」活用人材支援事業実施要領

#### 第1 趣旨

「山の恵み」活用人材支援事業の実施は、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及び「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付要綱(令和5年4月1日改正。以下「要綱」という。)に基づくほか、この要領により実施するものとする。

#### 第2 山村地域

要綱第2第1項第2号の別に定める基準に適合する区域とは、別表第1に掲げるいずれかの県内の区域とする。

#### 第3 事業の内容

事業内容等は、別表第2のとおりとする。

## 第4 事業の基準

1 採択基準の適合

要綱第3第2項の別に定める基準に適合する事業とは、法令、その他の定めによる補助の対象とならない事業とし、次に挙げる基準を満たす事業とする。

- 2 一般的基準
  - (1) 箇所又は1施設の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。
  - (2) 次に掲げる経費等については、補助の対象としない。
    - ア 用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費
    - イ 目的外使用のおそれのあるもの
    - ウ 耐用年数がおおむね5年未満のもの及び消耗品的物品。ただし、事業達成上必要不可欠 と認められるものを除く。
  - (3) 事業費の積算単価及び歩掛は、公共事業積算基準に準ずるものとする。
  - (4) 本事業により設置した施設等には、施行年度、事業名及び実施主体名を明示しなければならない。
- 3 個別的基準

別表第2に掲げる事業内容のうち、個別の事業内容に対して、知事は必要に応じて個別に採択基準及び実施基準を別に定める。

#### 第5 事業の実施

- 1 事業実施計画
  - (1) 市町村長は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書(別記第1号様式)に事業実施計画書(別記第2号様式)を添えて知事に提出しなければならない。
  - (2) 知事は、(1)により事業実施計画の提出があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、別記第3号様式により市町村長に通知するものとする。
  - (3) 市町村長は、(2)の承認を受けた事業実施計画に下記該当する内容の変更が生じたときは、事業変更実施計画承認申請書(別記第4号様式)に事業変更実施計画書(別記第2号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
    - ア 事業対象実施地域の変更
    - イ 事業指標(種類又は数値)の追加、変更又は廃止
  - (4) 知事は、(3)による申請を適当と認めたときは、別記第5号様式により市町村長に通知するものとする。
  - (5) 市町村長は、(2)又は(4)の承認を受けた事業実施計画に基づく事業を中止又は廃止しようとするときは、事業実施計画中止(廃止)届(別記第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。
  - (6) 知事は、(5)による届出を受理したときは、その旨を別記第7号様式により市町村長に通知するものとする。
- 2 補助事業の実施
  - (1) 要綱第6第1項ア及びイの規定による知事の承認を要する変更事項は、別表第3のとおり

とする。

- (2) 市町村長は、補助事業に着手したときは着手届(別記第8号様式)を、完了したときは完了届(別記第9号様式)をそれぞれ速やかに知事に提出しなければならない。
- (3) 市町村長は、補助金交付決定前に事業に着手しようとするときは補助金交付決定前着手届 (別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

#### 3 事業実施成果

- (1) 市町村長は、本事業を完了したときは、第5第1項の事業実施計画ごと(第5第1項第5号の規定により中止又は廃止した事業実施計画は除く。)に事業実施成果書(別記第11号様式)を作成し、規則第13条の実績報告と併せて知事に提出しなければならない。
- (2) (1) の事業実施成果書の提出は、別記第12号様式により行うものとする。

#### 4 事業の推進体制等

事業実施主体は、本事業を適切に実施するとともに、関係書類の整備及び事業完了後における経営管理等に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第6 財産の管理等

1 財産の維持管理

事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産についての管理規程又は利用規程を整備し、適正な運営を図るものとする。

- 2 財産処分の制限
  - (1) 事業実施主体が本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、要綱第10に定める期間内に譲渡し、交換し、担保に供与し、転用し、又は用途変更しようとするときは、市町村長は、別記第13号様式によりあらかじめ知事に申請しなければならない。
  - (2) 知事は、(1)による申請を適当と認めたときは、別記第14号様式により市町村長に通知するものとする。
  - (3) 市町村長は、(1)に該当しない財産を処分しようとするときは、別記第15号様式により知事に届け出るものとする。

#### 第7 達成状況の報告

#### 1 目標年度

- (1) 別表第2第の左欄に掲げる事業の種類の1及び3について、目標達成年度は事業完了の翌年度から起算して3年目とする。
- (2) 別表第2第2項の事業について、目標達成年度は当該区域の施業実施年度とする。
- 2 事業達成状況報告

市町村長は、別表第2の左欄に掲げる事業の種類の1及び3について、事業完了の翌年度から目標年度まで、毎年度終了後30日以内に事業達成状況報告書(別記第16号様式)により知事に報告しなければならない。

3 追加措置

目標年度において、達成率が80%未満の事業については、市町村長は改善計画(別記第17号様式)を作成し、5月末日までに知事に提出するとともに、事業達成状況報告書の提出を2年間延長するものとする。

なお、2年間の延長後の報告においても達成状況が改善されない場合は、再度改善計画を作成し提出するとともに、当該市町村における事業達成状況報告書の提出をさらに2年間延長するものとする。

ただし、農林水産部森林・林業局林業振興課との協議により、目標年度または延長後の報告における達成率が80%未満となった理由が、天災地変その他事業主体の責に帰すべきものでないと認められた場合は、追加措置をとることを要しない。

#### 第8 雑則

1 書類の経由

この要領により知事に提出する書類は、本事業を実施する市町村を管轄する振興局農林水産振興部長を経由しなければならない。

2 事業実施計画に対する意見

振興局農林水産振興部長は、第5第1項第1号の事業実施計画書、又は同第3号の事業変更

実施計画書の経由に際して意見書(別記第18号様式)を添付するものとする。

#### 3 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月24日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

## 別表第1 (第2関係)

山村に準じる区域

要綱第2第1項第1号の区域に隣接する県内の旧市町村の区域

(注) 1. 本表において「旧市町村の区域」とは、昭和25年2月1日における県内の市町村の区域(同日後において当該区域の全部又は一部について市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(当該区域がそのまま他の市町村の区域となった場合を除く。)にあっては、山村振興法施行規則(昭和40年10月26日総理府令第45号)で定める区域。)をいう。

## 別表第2(第3、第4関係)

## 「山の恵み」活用人材支援事業 事業内容等一覧表

事 業 の 種 類		事	業	内	容	詳	細	
1 特用林産物活用促進対策事業	<ul><li>(1) 施設等の新設</li><li>(2) 既存施設等の機能向」</li><li>(3) 既存施設の改修</li><li>(4) 施業に必要な施設等の運搬施設等(単軌道運搬</li></ul>	の整備	<b>弌運搬機等)</b>	、獣害阿	ち止施設、 そ	その他必要	と認められる	施設等
2 原木・資源林育成対策事業	(1) 施業の実施 択伐、不要萌芽の除去、 (2) 施業に必要な作業道 作業道(全幅員2m以 (3) 施業に必要な設備等の 病虫害防除機具(噴霧棒	等の整備 上)、運搬跟 整備	各(全幅員	1 m以上)	、獣害防」	上施設、そ	の他必要と認	
3 特用林産物生産等地域基盤整備事業	小規模飲料水供給施設等	生活環境の	改善に必要	な施設等	の新設又は	機能向上		

別表第3(第5第2項関係)

	I	
	項目	承認を要する変更事項
ア	事業内容の変更	<ul><li>(1) 事業箇所の追加又は廃止</li><li>(2) 事業箇所ごとの事業実施主体の変更</li><li>(3) 事業箇所ごとの事業実施場所の変更</li><li>(4) 事業箇所ごとの30%を超える事業量の増減</li></ul>
イ	経費の配分の変更	(1) 県補助総額の増加 (2) 事業箇所ごとの30%を超える県補助額の増減

## 年度「山の恵み」活用人材支援事業実施計画承認申請書

番号年月日

和歌山県知事 様

市町村長

年度において、下記に掲げる「山の恵み」活用人材支援事業実施計画の承認を受けたいので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第1項第1号の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事	業	実	施	主	体	補	助	対	象	事	業	費

## 年度

# 「山の恵み」活用人材支援事業

(変更) 実施計画書

市町村名	計画番号	
事業の種類		
事業実施主体		
事業実施場所		

(注) 日本工業規格A4版とする。

## (要領別表第2第1項及び第2項の事業)

事業	対象品目								
1) 取	を目的 見状 問題点・課題 多要性と目標								
	実施後の (別計画	事業指標: 年度(現物	犬値)	年度	(1年目)	年度	(2年目)	年度(	目標年度)
事 業 実 施 体 制 等	予算(負担: 権利関係の 用地確保が 関係法令部 他機関との 施行方法 事業実施予 管理及び	式況 ・一部可状況 ・一部を状況 ・一部である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一である。 ・一では、 ・っとは、 ・。 ・ と と ・ と ・ と ・ と と ・ と と と と							

## (要領別表第2第3項の事業)

_				(21)	
で生	┊対象地域 Ξ産する 月林産物				
事業 1) អ	\$目的 見状				
2) 問	問題点・課題				
3) <u>ų</u>	必要性と目標				
	<del>*中</del> ***	市米比極			
	美実施後の ス別計画	事業指標: 年度(現状地)	年度(1年目)	年度(2年目)	年度(目標年度)
			1,2 (1,1,2)		
	予算(負担:	金)措置状況			
事	権利関係 <i>σ</i>	)調整状況			
業	用地確保划				
実	関係法令計				
施					
体	他機関との	<b>刀調金扒沈</b>			
制	施行方法				
等	事業実施予	5定期間			
	管理及び利	川用方法			

		市	<del>₩</del>	弗	負	担	区	<i>5</i> .	}		<b>/</b> 世	4	<del>z</del>
事業	費	<b>争</b>	業	[頁	県	市	町村	7	<del>.</del> の	他	備	<i>₹</i>	5
<b>*</b> *	貝												
事業内	容												
		工種		備	構造・規格	数	量	単	価	金	額	備	考
事業費	内訳												
			計										

## 添付書類

- ① 定款、規約、管理規程の写し及び事業参加者名簿
- ② カタログ及び見積書
- ③ 現況等の分かる写真
- ④ 設計書
- ⑤ 用地承諾関係書類
- ⑥ 他法令許認可関係書類
- ⑦ 事業実施計画位置図
- ⑧ その他必要な書類

## (記載要領)

- 1. 計画番号は、事業を実施しようとする市町村ごとの通し番号とする。
- 2. 事業計画書の2頁目は事業の種類に応じた様式を使用する。
- 3. 事業目的は、地域の現状と課題を含めて次に掲げる事項を具体的かつ簡潔に記載する。
  - 1) 現状(現在、どのような状況であるのか?)
  - 2) 問題点・課題(何に困っているのか?)
  - 3) 必要性と目標(なぜ必要なのか、どのようなことを目標とするのか?)
- 4. 変更の場合は、変更前を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記載すること。
- 5. 要領別表第2第1項及び第2項の事業について、事業実施後の年次別計画には、事業効果を 適切に測定できる指標を設定する。

市町村長 様

和歌山県知事

年度「山の恵み」活用人材支援事業実施計画の承認について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった下記の「山の恵み」活用人材支援 事業実施計画については、これを承認し、補助額を内定したので通知します。

つきましては、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定による補助金交付申請書を 月 日までに知事あて提出してください。

記

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事 業 実 施 主 体 内定補助額

(注) 実施計画書の内容に基づき、現地調査等を十分に行い、適切な事業費を計上すること。

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業変更実施計画承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認のあった事業実施計画について、下記理由により変更したいので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第1項第3号の規定により承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画番号
- 2 変更事項
  - (注) 要領第第5第1項第3号のア又はイの該当する変更事項を記載する。
- 3 変更の理由

4 補助対象事業費 変 更 前 変 更 後

市町村長 様

和歌山県知事

年度「山の恵み」活用人材支援事業変更実施計画の承認について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった下記の「山の恵み」活用人材支援事業変更実施計画については、これを承認したので通知します。

( また、内定補助額を下記のとおり変更したので併せて通知します。)

記

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事業実施主体 内定補助額

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業実施計画中止(廃止)届

年 月 日付け 第 号で承認のあった事業実施計画に基づく事業ついて、下記のとおり中止(廃止)するので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第1項第5号の規定により届け出ます。

記

1 中止 (廃止) する事業実施計画

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事	業	実	施	主	体	補助対象事業費

2 中止 (廃止) の理由

市町村長 様

和歌山県知事

年度「山の恵み」活用事業人材支援実施計画の中止(廃止)について(通知)

年 月 日付け 第 号で届出のあった下記の「山の恵み」活用人材支援事業実施計画中止(廃止)届については、これを受理したので通知します。

(また、当該事業実施計画に係る事業の補助額の内定を取り消したので併せて通知します。)

記

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事 業 実 施 主 体 取消	内定補助額

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業着手届

年度における下記の事業に着手したので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第2項第2号の規定により届け出ます。

事業の種類	事業実施主体	事業の内容 (事 業 量)	着手日	完了予定日

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業完了届

年度における下記の事業を完了したので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第2項第2号の規定により届け出ます。

事業の種類	事業実施主体	事業の内容 (事 業 量)	着手日	完了日

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付決定前着手届

年度における下記の事業に着手したいので、次の事項を確認の上、「山の恵み」活 用人材支援事業実施要領第5第2項第3号の規定により届け出ます。

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定通知を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業の種類	事業実施主体	事業の内容 (事 業 量)	着手予定日	完了予定日

## 年度

# 「山の恵み」活用人材支援事業

# 実 施 成 果 書

市町村名	計画番号	
事業の種類		
事業実施主体		
事業実施場所		

(注) 日本工業規格A4版とする。

## (要領別表第2第1項及び第2項の事業)

事業	対象品目							
事業	<b>注目的</b>							
	美実施後の (別計画	事業指標: 年度(現場	犬値)	年度	(1年目)	年度(2	年目)	年度(目標年度)
	予算(負担	金) 措置状況					,	
事	権利関係 <i>0</i>	)調整状況						
業	用地確保物	<b></b>						
実	関係法令評	中認可状況						
施	他機関との	)調整状況						
体	施行方法							
制等	事業実施予	5定期間						
য	管理及び和	川用方法						

## (要領別表第2第3項の事業)

で生	対象地域 注産する 日林産物						
事業	語的						
	実施後の	事業指標:					
年次	<b>Z別計画</b>	<u>年度(現状</u>	(値)	生度(	1年目)	年度(2年目)	年度(目標年度)
	子質 (	金) 措置状況					
事							
業	権利関係 <i>σ</i>	)調整状況					
	用地確保划	<sup></sup>					
実	関係法令評	F認可状況					
施	他機関との	)調整状況					
体	施行方法						
制	事業実施予	定期間					
等	管理及び利	川用方法					

			重	業	弗	負	担	区	5	}			備	考
<b>±</b>	<del>414</del>	曲	7			県	市	町村	- 7	その	他		ИHI	73
事	業	貸												
事美	<b></b>	\$												
			工種:		庯	構造・規格	数	量	単	価	4	Ē	額	耐用年数等(備考欄)
事美	<b>業費</b> 内	引訳												
				計										

## 添付書類

- ① 事業実施位置図
- ② 施設等完成写真及び図面等
- ③ 定款、規約、管理規程の写し及び事業参加者名簿
- ④ その他必要な書類

#### (記載要領)

- 1. 事業実施計画書に準じて作成する。
- 2. 実施成果書の2頁目は事業の種類に応じた様式を使用する。
- 3. 原木・資源林育成対策事業の施業の実施などにおいて、耐用年数、供用開始年月日、施設等の管理体制等の項目で明記できないものについては記載を要しない。
- 4. 耐用年数等は、要綱第10に規定する期間とし、施設や設備ごとに記載する。
- 5. 供用開始年月日は、本成果書提出時に施設等が未だ供用に至っていない場合は、予定年月日を記載するものとし、この場合は「(予定)」と明示する。
- 6. 施設等用地権利者は、必要に応じ「所有者」、「地上権者」等を明記して記載する。
- 7. 添付書類は、本事業完了時の最新のものを添付すること。

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業実施成果書の提出ついて

年度において、下記のとおり「山の恵み」活用人材支援事業を実施したので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第5第3項第2号の規定に基づき、事業実施成果書を提出します。

記

単位:千円

計画番号	事	業	の	種	類	事	業	実	施	主	体	精算補助対象事業費

譲渡(廃止、交換、担保供与、転用、用途変更)承認申請書

番号年月日

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり譲渡(廃止、交換、担保供与、転用、用途変更)したいので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第6第2項第1号の規定により申請します。

- 1 譲渡(廃止、交換、担保供与、転用、用途変更) しようとする理由及び内容 (1)理 由
  - (2)内容
    - (注) 相手、時期、用途等処分の内容が分かるように簡潔に記載する。
- 2 譲渡(廃止、交換、担保供与、転用、用途変更) しようとする財産 (1) 事業実施主体
  - (2) 名称、所在、構造・規格、数量
  - (3) 事業費、補助額、補助率
  - (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数
  - (5)添付書類 (現況図面、現況写真、その他必要な書類)
    - (注)対象とする財産が複数にわたるときは、適宜別表として内容を記載する。

別記第14号様式(第6第2項関係)

和歌山県指令林第号

市町村長

年 月 日付け 第 号で申請のあった「山の恵み」活用人材支援事業により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡(廃止、交換、担保供与、転用、用途変更)については、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第6第2項第2号の規定により承認します。

年 月 日

和歌山県知事

記

(必要事項記載)

財 産 処 分 届

番 号 年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

年度「山の恵み」活用人材支援事業により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第6第2項第3号の規定により届け出ます。

- 1 処分の理由及び内容
  - (1)理由
  - (2)内容
    - (注) 今後の利用方法、廃棄等処分の内容が分かるように簡潔に記載する。
- 2 処分の対象財産
  - (1) 事業実施主体
  - (2) 名称、所在、構造·規格、数量
  - (3) 事業費、補助額、補助率
  - (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数
  - (5)添付書類 (現況図面、現況写真等)
  - (注) 対象財産が複数にわたるときは、適宜別表として内容を記載する。

## 事業達成状況報告書

番号年月日

和歌山県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった「山の恵み」活用人材支援事業 に係る事業完了後の施設等の事業効果について、「山の恵み」活用事業人材支援実施要領第7の 規定により、 年度分を下記のとおり報告します。

記

## 1. 事業実施概要

事業実施年度	計画 番号	事業の種類	事業実施主体	事業の内 容 (事業実施 場所)	事業 指標	事業費 (千円) (補助対象)	うち県 補助金 (千円)	うち市町 村 補助金 (千円)	その他(千円)
						( )			

## 2. 事業実施後の達成状況 (事業計画及び実績)

計画	年度	年月	度(1年	∃)	年月	复(2年目	<b>3</b> )	年度(3年目)		
番号	(事業年度	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
	現状地)									
	当該年度									
	の状況									

3		今後の見通り	Ι.
U	٠	/  文 V / J L J L J L J L J L J L J L J L J L J	u

#### (記載要領)

- 1. 事業指標、現状値及び目標値は、事業実施成果書から転記する。
- 2. 実績は、設定した指標に係る当該年度の実績値を記載する。
  - \* 達成率(%) = (実績値と事業年度現状値の差)÷(目標年度の計画値と現状値の差)×100
- 3. 当該年度の状況には、現状を簡潔に記入する。また、当該年度の計画値に達していない場合には、理由を具体的に記載すること。

和歌山県知事 様

市町村長

「山の恵み」活用人材支援事業に係る改善計画について(提出)

年度に実施した下記事業について、「山の恵み」活用人材支援事業実施要領第7第3項 規定に基づき改善計画書を提出します。

記

## 1. 事業実施概要

<u>'                                    </u>	~~,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<i>n</i> ×							
事業	計画	事業の	事業実施	事業の内	事業	事業費	うち県	うち市町	その他
実施	番号	予末の	<b>学术</b> 大心	容	指標	(千円)	補助金	村	ļ
年度		種類	主体	(事業実施		(補助対象)	(千円)	補助金	(千円)
		1275		場所)		(111123)7.3 507		(千円)	
						( )			

- 2. 実績低迷の原因・課題
- 3. 今後の改善策

## 4. 年次別改善計画表

年度	年度(1年目)			年度(2年目)			年度(3年目)		
(事業年度	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
現状値)									
	年度(改善1年目)			年度(改善2年目)					
	計画値		計画値						

## 「山の恵み」活用人材支援事業

## 振興局 意見書 (市町村名)

	<u> </u>	<b>总兄</b> 音	
事業の種類	意	見	
7 714 1 1 1 1 1 1 1	Ţ,		